

いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いの町補助金交付規則（平成16年いの町規則第45号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金（以下「応援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この告示は、「高知家あんしん会食推進の店」に認証された飲食店に対し、応援金を交付することにより、本町における新型コロナウイルス感染防止対策を推進することを目的とする。

(対象事業者)

第3条 応援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、町内で飲食店を運営する者とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 「高知家あんしん会食推進の店」の認証を受けた対象事業者又は認証に準ずる事業者（高知家あんしん会食推進の店認証制度実施要綱第2条第1項に規定する食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店に係る許可以外）に記載されている事業者で同要綱第3条の基準を満たす事業者）であること。

(2) 申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（いの町暴力団排除条例（平成23年いの町条例第2号。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表に掲げるいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、1店舗（施設）につき1回限り5万円とする。

(認証に準ずる事業者の審査)

第5条 町長は、認証に準ずる事業者の認証について、事業者より依頼があった場合は、高知家あんしん会食推進の店認証制度実施要項第5条に準じ審査

するものとする。

- 2 町長は、前項の審査において基準に適合していると認めたときは、認証した旨（様式第1号）を通知する。

（応援金の交付の申請）

第6条 応援金の交付の申請をしようとする対象事業者は、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）「高知家あんしん会食推進の店」の認証を受けていることが分かる書類又はいの町の認定書（様式第1号）

（2） 本人確認書類

（3） 振込先が分かる書類の写し

（応援金の交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定により応援金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは応援金の交付決定を行い、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 町長は、第1項の規定により交付の申請の内容を審査した結果、応援金を交付しないことが適当であると認めるときは、不交付の決定を行い、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（応援金の請求及び支払い）

第8条 前条の規定に基づく応援金の交付決定がされた場合は、第6条の規定に基づく交付申請書を応援金の請求書として取り扱い、速やかに応援金を支払うものとする。

（立入検査等）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、対象事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

2 立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

3 立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(応援金の交付の決定の取消し)

第10条 町長は、第7条第1項の規定により応援金の交付を行った場合において、立入検査等の結果、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

(1) 別表第2に掲げるいずれかに該当したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、第3条の要件に該当しない事実が明らかになったとき。

(3) 第6条で定める申請書および添付書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

(4) 正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、応援金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援金の交付等に関し、町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定に基づき応援金の交付の決定を取り消すときは、理由を付して通知するものとする。

(応援金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定に基づき応援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて応援金を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 対象事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付の決定の取消しに係る町協力金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る応援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年14.6パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた町協力金の額に達するまでは、その

納付額は、まず当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられたものとする。

- 3 対象事業者は、応援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた応援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項又は第3項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第13条 応援金の交付又は対象事業者に関して、いの町情報公開条例（平成16年いの町条例第16号。）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月5日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第6条、第9条関係）

- 1 暴力団（いの町暴力団排除条例（平成23年いの町条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

認 定 書

殿

貴店を、いの町「高知家あんしん会食推進の店」
認証制度応援金交付要綱に基づく対象事業者として
認定します。

令和 年 月 日

いの町長 池田 牧子

様式第2号

いの町「高知家あんしん会食推進の店」認定制度応援金交付申請書

いの町長様

次のとおり、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認定制度応援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

令和 年 月 日

法人の場合	法人名	
	店舗名	
	職・代表者名	印
	所在地	〒
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	申請担当者	
個人事業主の場合	店舗名	
	氏名	印
	事業主の住所(※1)	〒
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	申請担当者	

(※1)「事業主の住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください
記

申請金額	50,000円
------	---------

振込先※3	金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		支店・支所名					
	ゆうちょ銀行	店番	預金種類	普通・当座 その他 ()				
	共通	口座番号(右詰め記入)						
		フリガナ						
口座名義								

(※2)振込先の口座は申請者ご本人の口座に限ります(法人の場合は当該法人の口座)
※この申請書は、いの町において交付決定とした後は、応援金の請求書として取り扱います。

【申請に必要な書類一覧】(添付したものに☑をつけてください)

- 1□申請書(この用紙)
- 2□「高知家あんしん会食推進の店」の認証を受けていることが分かる書類
又は、いの町の認定書(様式第1号)
- 3□本人(法人の場合は法人代表者)確認書類の写し
- 4□振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

様

いの町長

いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった応援金の交付については、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、同要綱第8条の規定に基づき、申請書を応援金の請求書として取り扱います。

記

1. 交付決定額 金 50,000円(店舗名)
2. 「高知家あんしん会食推進の店」認証取得の確認
同要綱第9条の規定に基づき、「高知家あんしん会食推進の店」認証取得について立入調査等を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
3. 特記事項
以下の場合、同要綱第10条の規定等に基づき応援金の交付決定を取り消すか、既に交付した交付金の全額の返還を求めます。
 - (1) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は応援金の実施について不正な行為をしたとき。
 - (2) 「高知家あんしん会食推進の店」認証店舗とならないことが明らかになったとき、又は認証に準ずる店舗とならないことが明らかになったとき。
 - (3) この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

様式第4号

第 号
年 月 日

様

いの町長

いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった町協力金の交付については、いの町「高知家あんしん会食推進の店」認証制度応援協力金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

審査結果 不交付

理由 _____